

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
厚生年金関係	11 件

中国（山口）国民年金 事案 1538

第1 委員会の結論

申立人の平成元年6月から2年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月から2年5月まで

私は、夫と一緒に国民年金の加入手続を行い、夫が夫婦二人分の国民年金保険料を加入時から未納にすることなく、きちんと納付していた。

しかし、私が所持する年金手帳では、加入手続時の国民年金被保険者資格の取得日は平成元年4月1日であったが、A市に申し出たことにより、勤務事業所を退職した日の翌日の同年6月2日に訂正されているのに、国（厚生労働省）の記録は2年6月2日となっており、年金手帳の取得日と相違する上、申立期間に係る納付記録が無いので、当該期間の加入及び国民年金保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「夫と一緒に国民年金の加入手続を行い、夫が夫婦二人分の国民年金保険料を加入時から一緒に納付した。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で平成2年6月頃に払い出されていることがオンライン記録から推認され、この頃に夫婦の国民年金の加入手続が行われたと考えられ、夫婦共に元年4月1日に遡って国民年金被保険者資格を取得していることから、当該加入手続時点において、申立期間のうち2年4月及び同年5月の国民年金保険料は現年度納付が可能であった上、申立人の夫の当該期間の保険料は納付済みである。

また、オンライン記録では、申立人の国民年金被保険者資格取得日は平成2年7月12日付けで同年6月2日に記録訂正されているが、申立人は、同年7月6日にA市において、申立人の夫と一緒に同市への転入に伴う国民年金の住所変更を行うと同時に、国民年金被保険者資格の取得日が相違している

旨の申出を行ったとしているところ、申立人の資格取得日は、申立人の被用者年金被保険者資格喪失日である元年6月2日に訂正する手続がなされ、申立人が所持する年金手帳の国民年金被保険者資格取得日は、同市の印にて同年4月1日から同年6月2日に訂正されていることが確認できることから、同市において、申立人の資格取得日は、同年6月2日と記録されていた可能性がうかがえる。

さらに、A市を管轄する年金事務所は、「申立期間当時、管内の市町村に納付期間、保険料額、住所及び氏名等の項目指定欄が空白の過年度納付書を事前交付する取扱いがあったと思われる。」と回答しており、前述の資格取得日訂正がなされた時点で、申立人に係る平成元年6月から2年3月までの過年度納付書を同市にて発行することが可能であったことがうかがえる。

加えて、申立人は申立期間以外の国民年金の加入期間、及び申立人の夫は申立期間を含む平成元年4月から60歳に到達する前月までの期間において、国民年金保険料を全て納付していることから、申立人及びその夫は保険料の納付意識が高かったことがうかがえる上、オンライン記録により、申立人及びその夫の国民年金保険料の納付日を確認すると、夫婦二人の納付日または納付月が判明する3年4月以降はその主張のとおり一緒に納付していたことが認められることから、申立人の主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

中国（広島）厚生年金 事案 3178

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を18万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 19 日

私の年金記録では、平成 15 年 12 月に支給された賞与に係る記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳の写しにより、申立人は、申立期間においてA社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、同僚が保管する申立期間に係る賞与明細書から、当該同僚は、A社から賞与の支払を受け、当時の保険料率から算出される厚生年金保険料を当該賞与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の預金通帳の写しに記載されている振込額から推認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、賞与支払届を提出した資料等が保存されていないため不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

中国（広島）厚生年金 事案 3182

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和58年4月26日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②のうち、昭和58年6月1日から同年10月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年4月26日から同年5月1日まで
② 昭和58年5月1日から同年10月1日まで

昭和58年4月にA社に入社して勤務したが、厚生年金保険の加入記録は、同年5月1日となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

また、A社における昭和58年5月から同年9月までの間の標準報酬月額は、私が所持する給与明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額と異なっているため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出された申出書・給与証明書、職歴書から判断すると、申立人がA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人から提出された手書き及び印字による2枚の昭和58年5月給与明細書について、出勤日数の検証、A社の元総務担当課長の供述から

判断すると、手書きによるものは同年4月分、印字によるものは同年5月分の給与明細書であると推認できるところ、同年4月分の給与明細書から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和58年4月分の給与明細書の報酬額から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に破産しており、元事業主からの回答は無いが、厚生年金保険の被保険者資格の取得日と雇用保険の資格取得日が同日となっていることから、公共職業安定所と社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録したとは考え難く、事業主が昭和58年5月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②のうち、昭和58年6月から同年9月までの期間における申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に破産しており、元事業主からの回答も無く、ほかに保険料の納付について確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち、昭和58年5月については、申立人が所持する当該月の給与明細書から確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額の

それぞれに見合う標準報酬月額のうち低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

中国（山口）厚生年金 事案 3183

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成18年1月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成16年11月19日から同年12月1日まで
②平成17年12月31日から18年1月1日まで

私は、平成16年11月19日から17年12月31日までA社に勤務したにもかかわらず、申立期間①及び②に係る厚生年金保険の加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、A社の事業主の回答、申立人に係る雇用保険の加入記録、同社から提出された給与明細一覧表及び市町村から提出された申立人に係る平成18年給与支払報告書から、申立人は、同社に17年12月31日まで勤務し、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、A社から提出された平成17年12月分の給与明細一覧表に記載されている報酬月額から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を平成17年12月31日と誤って届け出たとしており、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その

後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①について、A社の事業主の回答及び申立人に係る雇用保険の加入記録から、申立人は、同社に平成16年11月19日から勤務していたことが認められる。

しかし、A社から提出された給与明細一覧表及び同社の社会保険事務担当者の供述から、申立期間①については、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金 事案 3176（広島厚生年金事案 211、1859 及び中国（広島）
厚生年金事案 2934 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 1 月 16 日から 34 年 1 月まで

私は、昭和 32 年 4 月に A 社（現在は、B 社）に入社し、34 年 1 月まで在職した。

退職の際、事業主が、厚生年金保険の被保険者資格を遡って昭和 33 年 1 月 16 日付けで喪失したことにしたのではないかと思う。

今回、所持している年金手帳のコピーなどを改めて提出するので、調査してほしい。また、A 社に就職後、C 社に研修に出掛けていた時期があり、その当時、同社で勤務していた社員から申立期間当時の勤務状況を確認し、記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

当初の昭和 33 年 1 月 16 日から 34 年 2 月までの期間に係る申立てについては、i) A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が 32 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得し、33 年 1 月 16 日に同資格を喪失したことが記録され、同年 1 月 18 日に健康保険被保険者証を返納したことを示す記載がある上、同社から提出された当時の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届によると、申立人及びほかの一人について、同年 1 月 16 日に資格喪失した旨の届出が同年同月 17 日付けで社会保険事務所（当時）に提出され、社会保険事務所では、同年 2 月 1 日に資格喪失の確認決定を行っていることが確認でき、いずれの記録にも不自然な点は見られず、申立人が主張する「遡って資格喪失をした」形跡は見当たらないこと、ii) 申立人が半年間修行に行っていたとする C 社と A 社は取引関係にあったことは確認できたが、両社の事業主とも既に死亡していることから、申立期間当時の申立人の雇用関係、給与支払等について

事実関係を確認することができないとして、既に年金記録確認広島地方第三者委員会（当時。以下「広島委員会」という。）の決定に基づき、平成 20 年 9 月 5 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

前々回の申立てについては、申立人は、A社における同僚及び隣接する別会社に勤務していたとする知人二人の名前を挙げており、i) これら同僚等から、当時の申立人の雇用関係等について具体的に確認することができないこと、ii) B社では、「申立期間当時の人事記録、帳簿類は残っていないが、申立人が勤務した期間は、昭和 32 年 4 月 1 日から 33 年 1 月 15 日までである。」と回答しており、申立人の記憶する同僚に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を確認しても、申立人に係る届出と同様、不自然な点は見受けられないことなどから、既に広島委員会の決定に基づき、平成 23 年 2 月 10 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

前回の申立てについては、申立人は、申立期間において、申立人がA社に勤務していたと陳述した同僚の上申書を提出しているところ、i) 当該上申書の記述及び当該同僚からの補足聴取結果を加えて、再検討したが、申立期間当時における申立人と同社との雇用関係及び給与支払等について、事実関係を確認することはできないこと、ii) 申立期間当時、同社及びC社において厚生年金保険の加入記録のある同僚等に照会したが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述は得られないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成 25 年 11 月 1 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、A社に昭和 34 年 1 月まで確かに在職していた記憶があるとして、申立期間を 33 年 1 月 16 日から 34 年 1 月までに変更し、新たな資料として年金手帳、雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書、厚生年金基金加入員証及び厚生年金基金連合会通算年金証書のコピーを提出しているが、いずれも申立期間後における別の事業所に関する資料であり、申立期間における申立人と同社との雇用関係及び給与支払等について、事実関係を確認することはできない。

また、申立人は、A社に就職後、C社に研修に出掛けていた時期があったとして、同社で勤務していた社員の名前を挙げていることから、当該社員については、前回の申立てにおいて、照会文書を送付し、「あて所不明」と返送されているが、今回、当該社員に改めて照会文書を送付したが、「あて所不明」と返送され、申立期間当時の申立人の雇用関係、給与支払等について、事実関係を確認することができない。

このほか、広島委員会及び当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

中国（岡山）厚生年金 事案 3177

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から54年6月1日まで

亡き夫は、A社（現在は、B社）に、昭和44年から59年8月18日まで勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚及びB社の事業主の供述から判断すると、申立人は、期間は特定できないものの、申立期間当時、同事業所において、C業務に従事していたことがうかがえる。

しかしながら、A社の当時の事業主は平成26年*月に死亡しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない上、B社の事業主は、「申立期間当時の資料が残っていないため、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している。

また、申立期間当時、A社において厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚14人に照会したところ、回答があった6人のうち、申立人を覚えているとする2人は、「申立人は覚えているが、勤めていた期間や勤務の状況ははっきりと覚えていない。」と供述していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況等を確認することができない。

さらに、国民年金被保険者台帳及びD市の国民年金被保険者名簿により、申立人は、申立期間において、国民年金に加入し、毎年度、申請により国民年金保険料の納付を免除されていることが確認できる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の記録はオンライン記録と一致しており、申立期間において、同被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番は無く、不自然な点は見受けられない。

このほか、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

中国（岡山）厚生年金 事案 3179

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年5月16日から46年1月21日まで
② 昭和46年1月21日から同年8月1日まで

私は、昭和45年5月16日にA社B工場に入社した際、加齢給が付き新卒者よりも給与が上回ると言われ、同年5月に受け取った給料は7万円余りであり、それ以降は毎月10万円以上受け取っていた記憶があるにもかかわらず、年金事務所の記録では、同年5月から同年9月までの標準報酬月額が3万6,000円、同年10月から同年12月までの標準報酬月額が7万2,000円であり、毎月の給料よりも少ない金額となっている。

また、昭和46年1月21日にA社C工場へ転勤になった後、転勤前と比べて、残業も多く、収入が増えたにもかかわらず、同年1月から同年7月までの標準報酬月額が転勤前と同じ7万2,000円となっている。

調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間①及び②に勤務していたA社B工場及び同社C工場の後継事業所であるD社E工場が保管している、申立人のA社B工場に係る「厚生年金保険被保険者資格取得及び標準報酬決定通知書」には、資格取得年月日欄に「昭和45年5月16日」、標準報酬月額欄に「36千円」、「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」には、資格喪失年月日欄に「昭和46年1月21日」、標準報酬月額欄に「72千円」、また、同社C工場に係る「厚生年金保険被保険者資格取得及び標準報酬決定通知書」には、資格取得年月日欄に「昭和46年1月21日」、標準報酬月額欄に「72千円」と記載されており、いずれも申立人の厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録と一致している上、標準報

酬月額が不自然に訂正された形跡は見当たらない。

また、オンライン記録から、申立期間①を含む昭和45年1月から46年3月までの期間に、A社B工場において、厚生年金保険被保険者資格を取得した者が申立人を含め135人確認できるが、そのうち、101人が申立人の資格取得時の標準報酬月額と同額となっており、申立人のみが低い標準報酬月額で届け出られたという事情はうかがえないほか、上記135人のうち、資格取得時において申立人よりも高齢であった27人の資格取得時の標準報酬月額は、申立人の資格取得時の標準報酬月額よりも低い金額または同額であることが確認できる。

さらに、上記135人のうち、A社B工場から同社C工場へ転勤した者（同社B工場の資格喪失日と同社C工場の資格取得日が同日である者）が申立人を含め74人確認できるが、そのうち申立人を含めた49人は、同社B工場における資格喪失時の標準報酬月額と同社C工場における資格取得時の標準報酬月額が同額となっている。

加えて、D社E工場は、申立人に係る賃金台帳等の資料を保管しておらず、申立人の申立期間①及び②に係る報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

その上、申立期間①及び②当時、A社B工場または同社C工場において、厚生年金保険の被保険者資格が確認できる18人のうち2人が所持する当該期間の一部期間の給与明細書によると、給与から控除されている厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、これらの者の厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録で確認できる標準報酬月額と一致していることが確認できる上、申立人を覚えていると回答した6人全員が、申立人の当該期間に控除されていた厚生年金保険料額が実際の給与額に基づく厚生年金保険料額であったか否かについては、分からないと回答している。

このほか、申立期間①及び②に係る申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金 事案 3180

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 5 月頃から 56 年 1 月頃まで

私は、A社B支店に就職し、約1年後に同社C支店に異動し、D業務等に
従事していたが、同社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無い
ので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社の本社はE市内にあった。同社は、後にF社に社名変更した。」と供述しているところ、オンライン記録及び適用事業所検索システムでは、A社及びF社のいずれも厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、E法務局にA社の商業登記簿謄本を照会したところ、同法務局からは、申立人が供述するF社と類似した名称であるG社に係る商業登記簿謄本が提供され、申立期間当時の地図によると、申立人が記憶する住所地に「G社C」の存在が確認できたものの、申立人が名前を挙げた上司及び当該登記簿謄本に記載されている役員4人については、個人を特定することができない上、申立人が同僚として名前を挙げた者は既に死亡していることから、申立人の勤務状況等について供述を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金 事案 3181

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 1 月
② 平成 18 年 7 月
③ 平成 19 年 1 月
④ 平成 19 年 7 月
⑤ 平成 20 年 1 月
⑥ 平成 20 年 7 月
⑦ 平成 21 年 1 月

年金事務所の記録では、私がA社のB職としてC社に勤務していた期間の賞与に係る厚生年金保険の記録が無い。私は、賞与支給の有無についての記憶は明確ではないが、年金事務所からA社に勤務していた従業員の賞与に係る記録が訂正された旨の連絡をもらったので、私の記録も調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「当社の正社員には賞与を支給していたが、申立人はB職であり、B職には賞与は支給していなかった。」と回答している上、同社から提出された申立人に係る平成18年分、19年分及び20年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿の賞与等の欄には賞与が支給された記載は無い。

また、申立期間と同時期にA社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる二人に照会したところ、回答のあった一人は、「私は、申立人と同じくB職としてC社に派遣されていたが、その間、賞与の支給は無かった。」と回答している。

さらに、A社は、平成26年2月19日付けで、同社に勤務していた従業員4人について、申立期間の一部と重なる17年7月、18年1月、19年7月、20年1月及び同年7月の各賞与支給分に係る賞与支払届を年金事務所に提出し

ているところ、当該賞与支払届に添付された当該期間に係る同社の総勘定元帳（科目：賞与）に記載されている賞与が支給された者の中に申立人は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金 事案 3184（広島厚生年金事案 2461 及び中国（広島）厚生年金事案 2932 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 12 月 1 日から 54 年 4 月 1 日まで

当初の申立てにおいて、昭和 45 年 12 月 1 日から 48 年 10 月 1 日までの標準報酬月額は 15 万円、同年 10 月 1 日から 54 年 4 月 1 日までの標準報酬月額は 25 万円であると主張したが、この主張は認められなかった。また、元事業主である私の兄が私の給与等について証言してくれるということから、再申立てしたが、認められなかった。

今回、前回の審議において、元事業主である私の兄の証言が委員会に正しく報告されていないようなので、申立期間における私の給与額等について再度聴取のうえ、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 元事業主は、「申立人の給与額は、取締役の給与額を超えることはなかった。」と回答し、申立人の夫も同趣旨の供述をしているところ、申立人が主張する昭和 45 年 12 月から 51 年 7 月までの期間の標準報酬月額は、申立人の父親（代表取締役）及び申立人の兄（取締役）の標準報酬月額を上回っており、申立てどおりの給与が支給されていたとは考え難いこと、ii) 元事業主は、申立人の給与額と同額あるいは高かった者として同僚 3 人の名前を挙げているところ、オンライン記録にある当該 3 人及び申立人の標準報酬月額を見ると、およそ同額であることが確認できることから、申立人の標準報酬月額に不自然さは見当たらないこと、iii) 申立てに係る事業所における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の現金給付記録欄に記載されている出産手当金及び傷病手当金の支給金額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく支給金額と一致していることなどから、既に年金記録

確認広島地方第三者委員会（当時。以下「広島委員会」という。）の決定に基づき、平成 24 年 3 月 23 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 回目の申立てにおいて、申立人は、その主張する昭和 45 年 12 月から 54 年 3 月までの期間の標準報酬月額について、元事業主である申立人の兄が証言してくれると主張しているが、申立人の兄は、「申立人の給与額等について、よく覚えていない。」と供述している上、申立人から新たな資料の提出も無いことから、既に当委員会の決定に基づき、平成 25 年 10 月 25 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、「前回の私の兄の証言が、委員会に正しく報告されていないようなので、再度、申立期間における私の給与額等について聴取のうえ、記録を訂正してほしい。」と主張しているところ、申立人の兄は、「申立人の給与額等について、正直覚えていない。また、申立人の給与額について、当時の社長や申立人から直接聞いたことはないが、役員よりは少なかったと思う。当時の資料は残っていないが、社会保険事務所（当時）に当時の実態と異なる届出を行っていたということは聞いたことはないし、その必要もなかったと思う。」と供述している上、ほかに申立人から新たな資料の提出も無い。

このほか、広島委員会及び当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金 事案 3185

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 7 月 14 日から 29 年 1 月 30 日まで
② 昭和 29 年 7 月 21 日から同年 12 月 21 日まで
③ 昭和 30 年 6 月 7 日から同年 6 月 20 日まで
④ 昭和 30 年 7 月 11 日から同年 9 月 16 日まで
⑤ 昭和 31 年 3 月 21 日から同年 8 月 16 日まで
⑥ 昭和 31 年 9 月 16 日から同年 10 月 16 日まで
⑦ 昭和 32 年 2 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
⑧ 昭和 33 年 6 月 20 日から同年 11 月 1 日まで
⑨ 昭和 34 年 3 月 6 日から同年 11 月 24 日まで
⑩ 昭和 35 年 2 月 11 日から同年 10 月 13 日まで
⑪ 昭和 36 年 4 月 7 日から同年 12 月 24 日まで
⑫ 昭和 37 年 1 月 5 日から同年 9 月 30 日まで
⑬ 昭和 38 年 3 月 2 日から同年 3 月 21 日まで
⑭ 昭和 38 年 4 月 1 日から 45 年 9 月 1 日まで

年金事務所の記録では、昭和 28 年 7 月 14 日から 45 年 9 月 1 日までの期間について、脱退手当金を受給した記録となっているが、私は受給した記憶は無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑭までの期間に係る脱退手当金については、A年金事務所に厚生年金保険脱退手当金支給報告書が保管されているところ、当該支給報告書には、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日が昭和 45 年 9 月 1 日、脱退手当金支給年月日は 47 年 2 月 16 日、支給額は 7 万 8,128 円と記載されており、オンライン記録と一致している上、当該脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、その支給に係る事務処理に不自然さはない。

また、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号は、上記脱退手当金支給時点において同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

さらに、申立人は、昭和45年9月にB社を退職した後、「社会保険事務所(当時)を訪れ、脱退手当金の受給額を確認した。」と供述していることから、当該時点において、脱退手当金について認識していること、並びに56年8月に厚生年金保険の被保険者資格を再取得するまで、被用者年金及び国民年金への加入歴が無いことなどから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人は、脱退手当金の支給額について「あまりにも少額だったので、もらわないことにした。」と供述しているところ、その記憶している支給額(8,500円)と実際の支給額とは大きく相違し、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人に対する脱退手当金の支給決定日は、昭和47年2月16日と記録されているところ、申立人は、「昭和46年3月頃に転居したため、脱退手当金の請求も受給もできなかった。」と供述しているが、戸籍謄本の附票では、申立人は、61年10月16日にCから住所地をDに変更しており、当該支給決定日の時点では、同町に住所があったことが確認できる上、仮に遠隔地に居住していたとしても、当時脱退手当金の請求手続は、居住地近くの社会保険事務所及び郵送で行うことも可能であり、当該手当金の受給は、居住地近くの金融機関において受領が可能であったことから、申立人が遠隔地に居住していたことをもって脱退手当金の請求及び受給ができなかったとまではいえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

中国（鳥取）厚生年金 事案 3186

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 3 月 31 日

A社において、申立期間に賞与の支払を受け、厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているが、当該賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書から、申立人は、申立期間に賞与の支払を受けていたことが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づく標準賞与額の記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が申立人の賞与から厚生年金保険料を控除していた事実が認められる場合であるとされているところ、上記賞与明細書によると、申立人の賞与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、当該事業所は、「当時の給与担当者の知識不足で、社会保険加入月に支払う賞与から保険料を控除しなければならない事を知らなかったと思われ、当該賞与から保険料を控除しておらず、平成 20 年 4 月以降の給与からも当該賞与に係る保険料を控除していない。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を賞与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人に係る申立期間の標準賞与額の記録は、当該事業所が当該賞与に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が

時効により消滅した後の平成24年10月に年金事務所に提出していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

中国（山口）厚生年金 事案 3187

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 20 年 12 月 2 日
② 平成 21 年 12 月 2 日
③ 平成 22 年 7 月 2 日

私が勤務するA事業所は、申立期間に係る賞与支払届を平成 25 年 10 月に年金事務所に提出したところ、同事業所は、誤った保険料率で保険料を控除していたため、実際に受け取った賞与額に見合う標準賞与額より低く記録が訂正されており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）による年金事務所段階における記録回復にて、平成 26 年 2 月 21 日に 48 万 9,000 円に訂正されていることが確認できる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかしながら、申立人が所持する申立期間に係る賞与明細書及びA事業所から提出された申立期間に係る賞与台帳により、賞与額に見合う標準賞与額（50 万円）は、オンライン記録により確認できる標準賞与額（48 万 9,000 円）よりも高い額であるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準賞与額（48 万 9,000 円）は、オンライン記録により確認できる標準賞与額と同額であることが確認できる。

また、A事業所は、当該賞与台帳に記載された誤った保険料率に基づく保険料額を控除していたことを認めている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

中国（山口）厚生年金 事案 3188

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 20 年 12 月 2 日
② 平成 21 年 12 月 2 日
③ 平成 22 年 7 月 2 日

私が勤務するA事業所は、申立期間に係る賞与支払届を平成 25 年 10 月に年金事務所に提出したところ、同事業所は、誤った保険料率で保険料を控除していたため、実際に受け取った賞与額に見合う標準賞与額より低く記録が訂正されており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）による年金事務所段階における記録回復にて、平成 26 年 2 月 21 日に 9 万 8,000 円に記録訂正されていることが確認できる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかしながら、A事業所から提出された申立期間に係る賞与台帳により、賞与額に見合う標準賞与額（10 万円）は、オンライン記録により確認できる標準賞与額（9 万 8,000 円）よりも高い額であるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準賞与額（9 万 8,000 円）は、オンライン記録により確認できる標準賞与額と同額であることが確認できる。

また、A事業所は、当該賞与台帳に記載された誤った保険料率に基づく保険

料額を控除していたことを認めている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

中国（山口）厚生年金 事案 3189

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月

私は、平成 16 年 5 月から A 社に勤務しているが、同年 7 月に支給された賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社は、平成 16 年 7 月 15 日に支給したとする賞与に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届、及び支給日が同日である 265 人分の氏名が記載された「16 年 1 回分賞与一覧表（個人別）」（以下「賞与一覧表」という。）を 26 年 4 月 25 日に年金事務所に提出しているところ、当該賞与支払届に申立人の氏名は無い上、当該賞与一覧表には申立人に賞与が支給された記載も見当たらない。

また、A 社の給与計算及び社会保険事務を行っている B 社は、「A 社は、年金事務所に提出した賞与一覧表に氏名が記載された社員に対し、平成 16 年 7 月 15 日に賞与を支給していた。」と回答している。

さらに、B 社は、「賞与一覧表に申立人の氏名が無いことから、申立人には平成 16 年 7 月 15 日の賞与を支給していない上、A 社における給与及び賞与の支給は、社員が指定した口座への振込みとしており、社員に給与等を手渡しで現金支給することはなかった。」としているところ、申立人の取引銀行から提出された申立人名義の預金取引推移表によると、申立期間に賞与とみられる当該口座への振込みは見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。